

昭年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当該下欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除す)

者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ當該下欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

◇条

例

目 次

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

鳥取県職業訓練審議会条例

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

知事は、次の表の上欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受

母 保	福 社 生 奖 学 金	貸 付 金 の 種 類	免 除 の 条 件	免 除 の 範 囲
県内における保母（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第一項に規定する保母をいう。）の充実に資するため、保母養成所（児童福祉法施行令第十三条第一号に規定する保母を養う。以下同じ。）に在学する厚生大臣が指定する保母を養成する学校その他の施設をいふ。以下同じ。）に在学する者で、将来県内の児童福祉施	県内に住所を有する者の子弟で、高等学校に在学する心身健全であるとともに修学能力を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける奨学金	有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子弟で、高等学校に在学する心身健全であるとともに修学能力を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける奨学金	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）。	債務の全部又は一部
二 前号に規定する保育業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務	一 保母養成所を卒業した日から一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がそのつ度定める期間）以内に県内において保育業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。	一 保母養成所を卒業した日から一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がそのつ度定める期間）以内に県内において保育業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。	前号に規定する保育業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務	全 部 債務の

修学資金

設等(児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号))第七条に規定する児童福祉施設、知童相談所の一時保護施設、知事が指定するべき地保育所及び保母養成所をいう。)において保育業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなつたとき。

三 保母養成所卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がそのつ度定める期間)

以内に県内において保育業務に従事し、引き続き一年以上三年未満その業務に従事したとき。

債務の全部又は一部

四 第二号に該当する場合を除き、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため保育業務に従事することができなくなつたとき(保証人が貸付金を償還する場合を除く。)。

寡婦の経済的自立の助成と

借受者が死亡したとき、又

生活意欲の助長を図るため、県内に住所を有する四十歳以上の寡婦に対して貸し付ける資金

は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき(保証人又は当該貸付金の貸付けを受けた者と連帶して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合におけるその借主が当該貸付金を償還することができると認められる場合を除く。)。

債務の全部又は一部

寡婦福祉資金

県内における看護職員(保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)以下「法」という。)第二条に規定する保健婦、法第三条に規定する助産婦、法第五条に規定する看護婦又は法第六条に規定する准看護婦をいう。)の充実に資するため、看護職員養成施設(法第十九条第一号に規定する文部大臣が指定了した学校若しくは同条第二号に規定する厚生大臣が指定期間

一 看護職員養成施設(看護職員養成施設卒業し、一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がそのつ度定める期間)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認められたときは、知事がそのつ度

学修員職護

た保健婦養成所、法第二十条
第一号に規定する文部大臣が
指定した学校若しくは同条第
二号に規定する厚生大臣が指
定した助産婦養成所、法第二
十一条第一号に規定する文部
大臣が指定した学校若しくは
同条第二号に規定する厚生大
臣が指定した看護婦養成所又
は法第二十二条第一号に規定
する文部大臣が指定した学校
若しくは同条第二号に規定す
る都道府県知事が指定した准
看護婦養成所をいう。以下同
じ。) 在学する者で、将来
県内において看護職員として
の業務に従事しようとするも
のに対して貸し付ける資金

三 看護職員養成施設(看護 職員養成施設を卒業し、一 年(災害、疾病その他やむ を得ない理由により知事が 必要と認めたときは、知事 がそのつ度定める期間)以 内に他の看護職員養成施設 に入学した場合は、当該他 の看護職員養成施設)を卒	二 前号に規定する業務従事 期間中に、業務上の事由に より死亡し、又は業務に起 因して精神若しくは身体に 著しい障害を受けたためそ の業務に従事することができ なくなつたとき。	一 前号に規定する業務従事 期間中に、業務上の事由に により知事が必要と認め たときは、知事がそのつ度 定める期間)以内に当該看 護職員養成施設の卒業の資 格に係る免許を取得し、か つ、県内において看護職員 としての業務に従事し、引 き続き三年間その業務に従 事したとき。
全部		

失業対策事業紹介対象者(失 業した日から一年(災害、 疾病その他やむを得ない理 由により知事が必要と認め たときは、知事がそのつ度 定める期間)以内に当該看 護職員養成施設の卒業の資 格に係る免許を取得し、か つ、県内において看護職員 としての業務に従事し、引 き続き三年間その業務に従 事したとき。	金 貨	債務の 全部
緊急失業対策法(昭和二十四 年法律第八十九号)第十条に 規定する場合を除く。)の業 務に従事することができなか なつたとき。	四 第二号に該当する場合を 除き、借受者が死亡し、又 は精神若しくは身体に著し い障害を受けたため看護職 員としての業務に従事する ことができなくなつたとき (保証人が貸付金を償還す ることができると認められ る場合を除く。)。	債務の 一部又は一部
失業対策事業紹介対象者(失 業した日から一年(災害、 疾病その他やむを得ない理 由により知事が必要と認め たときは、知事がそのつ度 定める期間)以内に当該看 護職員養成施設の卒業の資 格に係る免許を取得し、か つ、県内において看護職員 としての業務に従事し、引 き続き三年間その業務に従 事したとき。	一 一年以上同一事業所に引 き続いて雇用されたとき、 又は一年以上自営業を営ん	債務の 全部

職業	就労者	労働者	雇用日	
度金	日から一年以上の期間引き続 いて雇用されることが予定さ れている者をいう。以下同 じ。)としての就職又は自営 業(生業であり、その開業の 日から一年以上の期間引き続 き独立して自活できる見込み のあるものをいう。以下同 じ。)の開業を促進し、もつ て職業の安定に資するため、 失業対策事業紹介対象者であ った者に対して貸し付ける支 度金	労働者(雇用期間の定めがな く雇用される者又は雇用期間 の定めがあつても雇用された 日から一年以上の期間引き続 いて雇用されることが予定さ れている者をいう。以下同 じ。)としての就職又は自営 業(生業であり、その開業の 日から一年以上の期間引き続 き独立して自活できる見込み のあるものをいう。以下同 じ。)の開業を促進し、もつ て職業の安定に資するため、 失業対策事業紹介対象者であ った者に対して貸し付ける支 度金	規定する失業者で、県内に所 在する公共職業安定所の長か ら失業者就労事業紹介対象者 手帳の交付を受けているもの をいう。以下同じ。)の常用 労働者(雇用期間の定めがな く雇用される者又は雇用期間 の定めがあつても雇用された 日から一年以上の期間引き続 いて雇用されることが予定さ れている者をいう。以下同 じ。)としての就職又は自営 業(生業であり、その開業の 日から一年以上の期間引き続 き独立して自活できる見込み のあるものをいう。以下同 じ。)の開業を促進し、もつ て職業の安定に資するため、 失業対策事業紹介対象者であ った者に対して貸し付ける支 度金	在する公共職業安定所の長か ら失業者就労事業紹介対象者 手帳の交付を受けているもの をいう。以下同じ。)の常用 労働者(雇用期間の定めがな く雇用される者又は雇用期間 の定めがあつても雇用された 日から一年以上の期間引き続 いて雇用されることが予定さ れている者をいう。以下同 じ。)としての就職又は自営 業(生業であり、その開業の 日から一年以上の期間引き続 き独立して自活できる見込み のあるものをいう。以下同 じ。)の開業を促進し、もつ て職業の安定に資するため、 失業対策事業紹介対象者であ った者に対して貸し付ける支 度金

規定する失業者で、県内に所
在する公共職業安定所の長か
ら失業者就労事業紹介対象者
手帳の交付を受けているもの
をいう。以下同じ。)の常用
労働者(雇用期間の定めがな
く雇用される者又は雇用期間
の定めがあつても雇用された
日から一年以上の期間引き続
いて雇用されることが予定さ
れている者をいう。以下同
じ。)としての就職又は自営
業(生業であり、その開業の
日から一年以上の期間引き続
き独立して自活できる見込み
のあるものをいう。以下同
じ。)の開業を促進し、もつ
て職業の安定に資するため、
失業対策事業紹介対象者であ
った者に対して貸し付ける支
度金

だとき。

二 就職した日又は自営業を
開業した日から一年未満の
期間内に離職し、又は廃業
した場合で、次に掲げる状
況の一に該当し、その状況
が貸付けに係る就職をした
日又は自営業を開業した日
から一年を経過するまで引
き続いたとき。

イ 離職し、又は廃業した
後直ちに他の事業所に常
用労働者として雇用され、
又は自営業を開業したと
き。

全部 債務の

口 その者の責に帰するこ
とのできない理由により
離職し、又は廃業した後
直ちに公共職業安定所に
求職申込みを行なう等常
用労働者として就職する
ための活動を行なつてい
るとき、又はその求職活
動の後に常用労働者とし
て就職し、その事業所に

金	度支
有用な人材を育成するため、 県内に住所を有する者の子弟 で、高等学校又は大学に在学 する成績優秀及び心身健全で あり、かつ、経済的理由によ り修学が困難である者に対し て貸し付ける資金	借受者が死亡したとき、又 は精神若しくは身体に著しい 障害を受けたため貸付金を償 還することができなくなつた と認められるとき(保証人が 貸付金を償還することができ ると認められる場合を除く。) 。
債務の 全部又 は一部	債務の 全部又 は一部

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職業訓練審議会条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

鳥取県職業訓練審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十一条第三項の規定に基づき、鳥取県職業訓練審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ當該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。

一 関係労働者を代表する者 三人以内

二 関係事業主を代表する者 三人以内

三 学識経験のある者 三人以内

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(会長)

2 番議会に、会長を置く。

4 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委

員がこれを選挙する。

3 会長は、会務を總理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳥取県職業訓練審議会設置条例の廃止)

2 鳥取県職業訓練審議会設置条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第十九号）は、廃止する。

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例

(目的)

第一条 この条例は、職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第三項の規定に基づき、鳥取県立専修職業訓練校（以下「訓練校」という。）の位置、名称その他訓練校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(位置及び名称)

第二条 訓練校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県立倉吉専修職業訓練校	倉 吉 市
鳥取県立米子専修職業訓練校	米 子 市

(利用の許可)

第三条 訓練校を利用する者は、知事の許可を受けなければならぬ。

(規則への委任)

第四条 訓練校の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳥取県職業訓練所設置条例の廃止)

2 鳥取県職業訓練所設置条例（昭和三十三年六月鳥取県条例第二十六号）は、廃止する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、五二七人」を「三、五五〇人」に、「三、〇八一人」を「三、一〇四人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

00932

別表第七中

池田小学校落折分校 一級 を

池田小学校落折分
山上小学校佐木谷分

校	一級
校	一級

に改める。

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

- 第二十三条第一項第一号中「第二十七条第一項」の下に「若しくは第二項、第二十九条の二第一項又は第二十九条の五第二項」を加え、同条同項第二号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、同条同項第三号中「第二十九条第一項」の下に「又は第二十九条の二第一項」を加える。
 第二十四条第一項中「職業訓練所」を「専修職業訓練校」に、「職業指導員」を「職業訓練指導員」に改める。

附 則

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。
昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石破二朗

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は、昭和四十四年七月一日から適用する。

(手当の内払)

- 2 この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和四十四年七月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた医療従事職員の特殊勤務手当は、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による医療従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

- 2 前項の手当の額は、次の区分による額とする。

一級	九万円
二級	八万円
三級	六万五千円
四級	五万五千円
五級	五万円
六級	四万五千円